

# 社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程

令和7年12月15日 制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松田町社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が保有する個人情報等の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)。

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴(DNA、容貌、声帯、指紋等)を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等)

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

- (1) 本人の人種、信条又は社会的身分
  - (2) 病歴
  - (3) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - (4) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（次号において「健康診断等」という。）の結果
  - (5) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - (6) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実
  - (7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (8) 本人を、非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 5 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。
- 6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 7 この規程において「保有個人情報」とは、協議会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。
- (1) 当該個人情報の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの

- (2) 当該個人情報の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - (3) 当該個人情報の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 8 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第2条第1項第1号に該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - (2) 第2条第1項第2号に該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第2条第1項第1号に該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - (2) 第2条第1項第2号に該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 10 この規程において「個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 11 この規程において「個人関連情報データベース等」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- (1) 特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

12 この規程において「特定個人情報」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（マイナンバーが含まれる個人情報）のことをいう。

13 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

14 この規程において「職員等」とは、直接又は間接に協議会の指揮監督を受けて協議会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員、理事、評議員、監事、派遣職員、実習生等をいう。

（職員等の守秘義務等）

第3条 職員等は、職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に開示し、又は正当な目的以外に使用してはならない。

2 前項による職員等の義務は、その職を退いた後も存続する。

## 第2章 個人情報の取得・利用

（利用目的の特定）

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

（利用目的による制限）

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

2 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第6条 個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 要配慮個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体又は報道機関等より公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 第17条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

3 協議会は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を取得し、または保有してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 第4条第2項の規定により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的に

ついて、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協議会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
(不適正な利用の禁止)

第8条 個人情報、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

### 第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第10条 協議会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。

- (1) 個人情報保護に関する規程の整備及び公表
- (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- (4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備
- (5) 職員等に対する教育研修の実施
- (6) 物理的安全管理措置
- (7) 技術的安全管理措置
- (8) 個人データの適切な保存
- (9) 不要となった個人データの廃棄及び消去

(個人情報保護管理者)

第11条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理責任者及び個人

情報保護管理者を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

(職員等の監督)

第12条 協議会は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第13条 協議会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託に伴う措置)

第14条 協議会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課すものとする。

- (1) 第10条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
- (2) 従業者等の監督
- (3) 委託した事業の再委託の原則禁止（再委託は事前の許諾を得ること）
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- (9) 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置

#### 第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第15条 協議会は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 会長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施  
(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第16条 協議会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 協議会は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 協議会は、漏えい等事案が生じたときは、速やかに、協議会ホームページにてその概要、原因、再発防止策等を公表する。ただし、実質的に本人の権利利益が害されていないと認められる場合、公表することにより被害の拡大につながるおそれがある場合など、当該事案の内容等に応じて、公表の全部又は一部を省略することができる。

## 第5章 個人データの第三者提供の制限

### (第三者提供の制限)

第17条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 協議会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第18条 個人データを第三者（第2条第5項ただし書に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨
  - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものと

する。

3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存する。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第19条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受けける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 協議会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。

(1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）

(2) 第1項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。

5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存する。

## 第6章 仮名加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第20条 協議会は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 協議会は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理の

ための措置を講じなければならない。

- 3 協議会は、第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第4条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは、「公表する」と読み替えるものとする。
- 5 協議会は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 協議会は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- 7 協議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該一仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 協議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項及び第22条から第32条までの規定は適用しない。

## 第7章 本人関与のしくみ

（保有個人情報に関する事項の公表等）

第21条 協議会は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 協議会の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (2) 全ての保有個人情報の利用目的（第7条第4項第1から第3までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第27条第1項若しくは第30条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続
  - (4) 保有個人情報の安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
  - (5) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の請求先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人情報の利用目的が明らかでない場合
  - (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 前項の規定に基づき求められた保有個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- （開示）
- 第22条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人情報について、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。
- (1) 電磁的記録の提供による方法
  - (2) 書面の交付による方法
- 2 協議会が前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 協議会が第1項の規定による請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人情報が存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、そ

の旨を通知する。

4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人情報については、当該法令の規定に定めるところによる。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人情報に係る第18条第1項及び第19条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（開示請求の手續）

第23条 開示請求をしようとする者は、協議会に対し、次に掲げる事項を記載した保有個人情報開示請求書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報の内容
- (3) 開示請求をしようとする者が求める開示の方法
- (4) その他必要な事項

2 開示請求をする者は、協議会に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。

3 協議会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協議会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 開示請求は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求をすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

5 前項の代理人によって開示請求をするときは、当該代理人は、当法人に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第24条 開示決定等は、当該開示請求があった日から14日以内にしなければな

らない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 協議会は、前項の規定により開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面（第2号様式、第3号様式、第4号様式）により通知するものとする。
- 3 前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示を拒むときは、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、当該個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにするものとする。
- 4 協議会は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができない場合にあっては、30日以内に限り延長することができるものとする。この場合において、協議会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（第5号様式）により通知するものとする。
- 5 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、協議会は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否回答をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、協議会は、開示請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面（第6号様式）により通知するものとする。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について諾否回答をする期限

(開示の実施)

第25条 協議会は、開示決定等をしたときは、速やかに、個人情報の開示をするものとする。

- 2 個人情報の開示は、協議会の指定する場所において、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して別に定める方法により行うものとする。
- 3 開示請求に係る個人情報の開示を行うことにより、当該個人情報記録されている文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の開示に代えて、当該個人情報記録されている文書等を複製したのものにより、これを行うことができるものとする。
- 4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類を提出し、又は提示するものとする。

る。

(開示請求に係る手数料等)

第26条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 文書等の写しの交付を受ける場合における当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正等)

第27条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないときは、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 協議会が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。

3 協議会が第1項の規定による請求に係る保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求をしようとする者は、協議会に対し、次に掲げる事項を記載した保有個人情報訂正請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他必要な事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第23条第4項及び第5項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 協議会は、前項の規定により訂正決定等をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をした上、当該訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、訂正の内容及び訂正の理由を書面(第8号様式)により通知するものとする。

- 3 協議会は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面（第9号様式）により通知するものとする。
- 4 協議会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるものとする。この場合において、協議会は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（第10号様式）により通知するものとする。
- 5 訂正請求に係る個人情報著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して44日以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、協議会は、訂正請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否回答をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に停止決定等をすれば足りる。この場合において、協議会は、訂正請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面（第11号様式）により通知するものとする。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について諾否回答をする期限  
(利用停止等)

第30条 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人情報が第5条若しくは第8条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 協議会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第17条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 協議会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この

限りでない。

- 5 本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データを協議会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第15条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 協議会が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 協議会が第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人情報若しくは保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(利用停止請求の手続)

第31条 訂正請求をしようとする者は、協議会に対し、次に掲げる事項を記載した保有個人情報利用停止請求書(第12号様式)を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める理由
- (4) その他必要な事項

2 利用停止請求をしようとする者は、当該停止の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第23条第4項及び第5項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第32条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して29日以内に行なければならない。ただし、前条第3項において準用する第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 協議会は、前項の規定により利用停止決定等をしたときは、当該利用停止決定等に係る個人情報の利用停止をした上、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止者」という。）に対し、利用停止の内容及び利用停止の理由を書面（第13号様式）により通知するものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面（第14号様式）により通知するものとする。
- 4 協議会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるものとする。この場合において、協議会は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（第15号様式）により通知するものとする。
- 5 利用停止請求に係る個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日から起算して44日以内にそのすべてについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、協議会は、利用停止請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否回答をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に停止決定等をすれば足りる。この場合において、協議会は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を書面（第16号様式）により通知するものとする。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について諾否回答をする期限

(理由の説明)

第33条 協議会が、第21条第3項、第22条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第27条第3項又は第30条第7項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(法令等による公開との調整)

第34条 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている文書等にあつては、当該法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、この規程は、適用しない。

2 法令等の規定により、訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、この規程は、適用しない。

3 法令等の規定により、利用停止の手続が定められているときにおける個人情報

の利用停止については、この規程は、適用しない。

## 第8章 苦情の解決

(苦情の解決)

第35条 協議会は、苦情受付担当者を置き、個人情報の取扱いに関する苦情の受付を行うものとする。

2 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な解決に努めるものとする。

3 協議会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第9章 雑 則

(施行細則)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項及び番号利用法に関する事項は別に定める。

### 附 則

1 本規程は、令和7年12月15日より施行する。

2 この規程の施行の日をもって、平成16年12月17日施行の松田町社会福祉協議会個人情報保護規程は廃止する。

第1号様式（第23条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長

殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第23条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る 個人情報の内容	(文書等の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。)	
法定代理人が開示請求をしようとする 場合における本人の未成年者又は成年 被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 電磁的記録の提供 <input type="checkbox"/> 写し又は複写したものの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送を希望)	
※ 備 考	本人 (又は法定代理人) 確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号 ) <input type="checkbox"/> 旅 券 (番号 ) <input type="checkbox"/> そ の 他	
※ 処理欄		

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ点を記入してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、本人との関係を確認するために必要な書類の提示が必要です。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

第2号様式（第24条関係）

個人情報の開示決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に開示請求のありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容		
開示の日時及 び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時から 時までの間
	場 所	
事 務 担 当	(電話)	
備 考		

- 備考 1 「開示の日時及び場所」欄は、個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で事務担当まで御連絡ください。
- 2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、運転免許証や旅券など、本人であることを証明できる書類を持参してください。

第3号様式（第24条関係）

個人情報の一部開示決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に開示請求のありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。ただし、当該個人情報には、開示することができない部分があることを御了承ください。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示することができない部分及び理由	(開示することができない部分の概要)
	(開示することができない理由) 社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程 第 条第 項第 号該当
開示の日時及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時から 時までの間
	場所
上記の理由がなくなる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る個人情報を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務担当	(電話)
備考	

- 備考1 「開示の日時及び場所」欄は、個人情報の顔示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で事務担当まで御連絡ください。
- 2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
  - 3 個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、運転免許証や旅券など、本人であることを証明できる書類を持参してください。
  - 4 「上記の理由がなくなる期日」欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第4号様式（第24条関係）

個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に開示請求のありました個人情報については、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示を拒む理由	社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程 第 条第 項第 号該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る個人情報を開示 することができますので、同日以後に改めて開示請求してくだ さい。
事務担当	(電話)
備考	

備考 「上記の理由がなくなる期日」欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第5号様式（第24条関係）

個人情報開示等決定期間延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第24条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
決定期間を延長する理由	
決定期間を延長した後の回答を行う期限	年 月 日
事務担当	(電話)
備考	

第6号様式（第24条関係）

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第24条第5項の規定により、次により開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
規程第24条第5項の規定を適用する理由	
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
事務担当	(電話)
備考	

第7号様式（第28条関係）

保有個人情報の訂正請求書

年 月 日

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長

殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第28条第1項（第3項において準用する第23条第4項及び第5項）の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容		
訂正を求め る箇所及び 訂正内容	訂正前	
	訂正後	
法定代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	

※備考	本人（又は法定代理人）確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証（番号                    ） <input type="checkbox"/> 旅 券（番号                    ） <input type="checkbox"/> その他
※処理欄	

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ点を記入してください。
  - 2 法定代理人が請求する場合には、本人との関係を確認するために必要な書類の提示が必要です。
  - 3 ※欄は、記入しないでください。

第8号様式（第29条関係）

個人情報の訂正決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に訂正請求のありました個人情報については、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正決定年月日	年 月 日
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
事務担当	(電話)
備考	

第9号様式（第29条関係）

個人情報非訂正決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に訂正請求のありました個人情報については、訂正をしない旨の決定をしましたので次のとおり通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当	(電話)
備考	

第10号様式（第29条関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に請求のありました個人情報の訂正については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第29条第5項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長する理由	
延長後の期限	年 月 日
事務担当	(電話)
備考	

第 1 1 号様式（第 2 9 条関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に訂正請求のありました個人情報については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第 2 9 条第 5 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
規程第 2 9 条第 5 項の規定を適 用する理由	
訂正決定等をす る期限	年 月 日
事 務 担 当	(電話)
備 考	

第12号様式（第31条関係）

保有個人情報の利用停止請求書

年 月 日

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長

殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第31条第1項  
（第3項において準用する第23条第4項及び第5項）の規定により、次  
のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 、日付： 年 月 日 開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 （理由）
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

※備考	本人（又は法定代理人等）確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証（番号 ） <input type="checkbox"/> 旅 券（番号 ） <input type="checkbox"/> その他
-----	--

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ点を記入してください。  
2 法定代理人等が請求する場合には、本人との関係を確認するために必要な書類の提示が必要です。  
3 ※欄は、記入しないでください。

第13号様式（第31条関係）

個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

利用停止に係る 個人情報の内容	
利用停止請求の 趣 旨	
利用停止決定を する内容及び理 由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

第14号様式（第31条関係）

個人情報利用停止拒否決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に利用停止請求のありました個人情報については、利用停止をしない旨の決定をいたしましたので次のとおり通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に協議会に対して異議の請求をすることができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当	(電話)
備考	

第15号様式（第31条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に請求のありました個人情報の訂正については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第31条第4項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長する理由	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
事務担当	（電話）
備考	

第16号様式（第31条関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

社会福祉法人松田町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日に利用停止請求のありました個人情報については、社会福祉法人松田町社会福祉協議会個人情報保護規程第31条第5項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
規程第31条第5項の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当	(電話)
備考	